

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

現住所
電話番号※¹
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1. 令和 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所※ ²	飼 育 蜂 群 数
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)

2. 令和 年蜜蜂飼育計画※³

飼育場所※ ²	飼 育 予 定 最大計画蜂群数	飼育期間
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

※両面印刷でご利用ください。

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：沖縄県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：沖縄県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：沖縄県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・沖縄県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- ※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- ※2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- ※3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、沖縄県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、沖縄県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

蜜蜂飼育届（別紙）

1. 令和 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所 ^{※2}	飼育蜂群数
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）
	（うち日本蜜蜂 ）

※両面印刷でご利用ください。

蜜蜂飼育届（別紙）

2. 令和 年蜜蜂飼育計画※³

飼育場所※ ²	飼育予定 最大計画蜂群数	飼育期間
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

※両面印刷でご利用ください。